

裁判は敗訴だったが、裁判があったお陰で運動は継続し、現在の公金支出賠償請求裁判へとつなげた。また、裁判のために開示請求した資料やその分析結果が、現在の運動の原動力にもなったと思う。この裁判を始めるとき「裁判が運動の最後の砦になる」と、梓澤和幸弁護士は裁判の意義を語った。長い運動になると活動が低迷することもあり、振り返ればその時期ずいぶん裁判に支えられたと思う。

## 6 粘性土層（難透水層）を突き抜けた汚染

難透水層がらみの調査は、都が汚染対策工事に着工した2011年11月以降おこなわれた。汚染の深度は土対法上、2深度（2m）汚染が連続して土対法指定基準以下であることを確認した上で確定する。したがって、汚染が途切れなければ、そのまま深度方向に調査は進む。都の発表した地質断面に汚染の深度をプロットしてみたのだが、青果棟のある5街区では難透水層を突き抜けるベンゼンとシアン化合物を検出している（図3参照）。都は「汚染は難透水層を突き抜けてはいない」と説明していたが、図にしてみると、指定基準を超える汚染は確かに難透水層を突き抜け砂層に達していた。驚くべきことだが、追加調査では写真もコアサンプルも柱状図も記録としては一切ない。環境省の土対法ガイドラインでは、後日検証可能なものを残す決まりとなっているのだが。開示請求したが「存在しない」と回答があった。「担当者が日視で確認している」のだから大丈夫というのだ。煩雑になるので今回敢えて図示はしなかったが、突き抜けないまでも、難透水層内部からも多数基準を超える汚染が検出されている。

2017年1月の専門家会議の資料を見ると、不（難）透水層の復旧箇所が約130区画に及ぶことがわかった。これで追加調査約400区画の調査箇所で3ヵ所に1ヵ所は難透水層内部またはその下の砂層まで汚染が進んでいたことがわかった。連続した難透水層があったとは言いがた

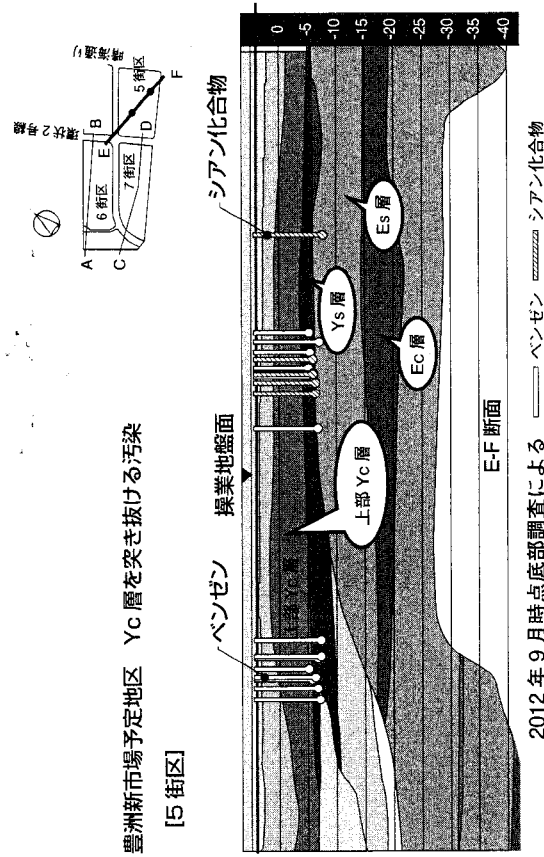


図3 豊洲市場予定地区のYc層を突き抜ける汚染  
出所：都HP公表資料から水谷和子作成。

い結果だ。操業地盤面をA P 4 mとして約13mまで汚染は及んでおり、やはり土対法が一般的に求める10mまでは最低調査すべきだったと思う。

## 7 第2の偽装：底面調査不足、帯水層底面未調査333区画

第1の偽装を専門家会議での透水係数の書き換えとすると、第2の偽装は土壌調査において土対法とおりの試料採取をおこなわなかったことだ。ベンゼン調査における「帯水層底面調査」の一部未実施、これも深層部汚染の調査と対策不足を招いている。

2014年11月、都は「第18回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催し、汚染対策工事の完了と地下水の2年間モニタリングのスタートを報告した。それを受けて技術会議の座長、矢木・東京大学名誉教授は、汚染対策工事完了の確認を宣言した上で「大変こ

れだけの大きな浄化技術は世界に類を見ません。ここまで徹底した技術というのは、国の基準をはるかに超えた、もうすごい、ここまできれいにするのかという技術、もう例のない技術だと思えます」と、ほめたたえた。矢木氏がわざわざ触れた「国の基準」だが、実は都はこの基準をすっかり無視していたのだ。1節の図1にベンゼン調査における「帯水層底面調査」の未実施区画をプロットした。

2010年4月改正土対法が施行された。改正前の同法では法施行前に工場の使用が廃止されたとして、豊洲市場用地は法対象外だったが(旧法附則3条)、法改正により豊洲市場用地は法対象となった。3,000m<sup>2</sup>以上の土地の改変を伴う工事をおこなうからだ。改正時、環境省令によりボーリングによる土壌試料採取の方法についても改正があった。ベンゼン等揮発性有害物質については、帯水層底面調査項目が新設されたのだ。汚染が粘性土層の上に溜まりやすいという実態から、新設された細則なのだが、必要な調査区画579区画に対し333区画(57%)が調査対象から外れていたことがわかった。

改正土対法の詳細をチェックしていたとき、新設された試料採取方法を知ったのが発端だったが、この方法で実際の調査がおこなわれているのか疑問に思い資料をめぐってみた。工事後に実施された追加調査を図にプロットし、本来追加調査が必要な区画と比較をして、調査のごまかしの全体像を把握した。この333区画については2015年8月に都庁記者クラブの記者会見で公表した。それに対し都は議会で事実関係を認めた上で「指定調査機関」が調べたものだから問題ない旨の答弁をした。指定調査機関とは、環境大臣の認可を受けた調査会社で、土対法に定める「状況調査」を同法に定める調査方法にしたがって、公正な調査をおこなう義務を負っている。問題の指定調査機関である応用地質(株)と都が結んだ業務委託契約書や状況調査報告書は、開示資料で入手していた。内容を精査すると、都が最初から仕様書のなかで、帯水層底面調査の一部を省略することを指示していたことがわかった。

応用地質(株)はその指示に従い、ベンゼンの汚染区画から305区画を最初から汚染のない区画に分類し状況調査報告書として提出。石原都知事名で区域指定の申請書類が作成され、石原都知事宛て(都環境局に)提出された。その後、環境局の審査により305区画のベンゼン汚染区画を外して、市場用地は「形質変更所要届出区域」に石原都知事名で指定される。今回、汚染地の事業者と審査者が同じ都である。指定調査機関さえ巻き込めば、汚染を隠すのが容易であることはこれでわかる。まさしく「官製土壌ロンダリング(東京中央卸売市場組合委員長・中澤誠氏命名)」だ。この指摘は2016年2月の記者会見でおこなった。

この主張に都は指定調査機関のせいにはできないと踏んだのか、2016年10月に再開された専門家会議で都は、ベンゼン未調査211ヵ所(内訳不明)と発表、しかしこの判断は「自治事務」であり問題ないと説明した。都民が国基準に満たない調査で「ベンゼン吸い放題(中澤氏命名)」となっても、都に決める権利があるのだと都は主張していることになる。

もちろん法律の解釈として問題であることに変わりがない。帯水層底面調査を省略して、その上で止まっている既存の調査が同等と言えるかどうか争点なのだが、都の主張をそのまま環境省の担当者に条文の解釈として聞いてみると、「同等とは言えない」という明快な回答があった。それは当然だと思う。仮に「同等とみなす」としてしまえば、環境省令として新設した条文を自らが「不要だ」と言っていることになるからだ。

## 8 二つの偽装もたらしたものは、底面調査不足と残置汚染

2017年1月の専門家会議で、地下水2年間モニタリングの丁度2年目の調査が発表されて、世間を驚かせた。201ヵ所の井戸の72ヵ所から土対法の指定基準を超える汚染が出たこと、ベンゼンで79倍、また検出されてはならないシアン化合物などが検出されたことなどだ。土対法の2年間モニタリングの目的は汚染の「除去の措置」の完了を確認す

るためのものなので、モニタリングの結論は「汚染は除去されていない」となる。汚染の除去工事がおこなわれなかった場所に汚染土壌が残留して、土壌に接触した地下水が汚染され観測井戸に流れ着いたと見ればきだ。汚染地下水は横からか、または下からか移流するのである。

横からの汚染地下水の移流のパターンだが、土対法の土壌サンプル採取方法が10m×10m×深さ1m毎にコップ1杯程度の採取なので、調査方法からして汚染の見逃しの確立はかなり高いことは予測できる。この点は専門家会議も認めるところだ。もう一つは、下からの汚染地下水の移流。これまでも論じてきた、第1、第2の偽装による、深層部汚染の見逃しだ。シアン化合物やベンゼンを含んだタール溜まりは比重が1.1～1.2であることを考えれば、深層部汚染の見逃しは深刻なはずだ。このままでは、これからどれほどの濃度の汚染地下水が移流するかも、わからない。何せ最大10,000倍のベンゼンの地下水汚染が過去検出されている。また、地下水と共に移動する汚染物質から環境中に放出される揮発性のベンゼン、シアン化合物、水銀、ベンゾaピレンなども、今後どの程度となるのか、残留汚染が把握されていない限り予測はつかないはずだ。

9回目のモニタリングだけ調査会社が別だと公表されたが、試料採取方法で他社と違いがあったのではないのか。揚水ポンプの取水口が環境省のガイドラインに定められたとおり（スクリーン区間の中間点、豊洲市場の場合、砕石層下から難透水層の中間点）、十分な深さをもって実施されたかどうか検証されるべきだと思う。取水口の高さは公表されていないが、取水口が浅ければ深層部汚染の影響を免れる恐れがある。実際のところ、砕石層付近の（浅い位置の）地下水汚染濃度は、モニタリング調査結果よりずっと低い。

## 9 汚染除去が未完の状態、次の対策は考えられるか

2011年3月農水省が第9次卸売市場計画の審議会に提出した資料に、改正土対法を解説した資料がある。そのなかに「汚染の除去を行わず、盛土のみを行った上、区域指定を受けたまま土地利用をすることは可能」だが、「生鮮食料品を扱う卸売市場用地の場合には想定し得ない」とある。

これが農水省の見解なのだ。現時点で汚染は除去されていない状態であるのに加え、法に定められた汚染の調査もされなかったのだから、市場開設の認可の可能性は一層遠のいたと思う。環境アセスメントについても、再評価書をまとめない限りアセス手続きが開始できない。しかもどうまとめるか、行政としてはまったく手詰まりな状況だ。市場用地としてはもう無理ではないかと思う。

2年間モニタリングで汚染が出た場合の対策を社団法人土壌環境センターに問い合わせたことがある。一般的には汚染の出た周辺区画をボーリングで再調査、汚染源を確認した上で除去工事をする。その時点からさらに2年間のモニタリングをおこなうとの説明を受けた。豊洲市場の場合、それは不可能だ。モニタリング観測井戸の半分以上は建物地下にあるからだが、地下空洞部の天井高は約4m程度、梁下は2mで、ボーリングや掘削機械の搬入は無理だ。掘削工事には矢板も打たなければならぬ。地下空洞案では、小さいショベルカーの搬入も検討されたようだが、せいぜい表層2m程度をはぐぐらいしか役に立たないのだ。

それでは「建物地下で汚染が出た場合どうするつもりだったのか」だが、興味深い資料がある。2008年12月第8回技術会議資料中、地下水モニタリングで汚染が出た場合「地下水浄化」で対策、したがって地下空洞は利用価値があると都が説明している。地下水浄化とは、井戸から汚染水を汲み上げ、水道水で復水する。地下水が基準以下になるまで揚水、復水を繰り返すというもののだが、モニタリングの目的から見れば、地下水浄化とは、希釈して汚染の数値をごまかすということになる。

そもそも2年間モニタリング井戸の上に建物を建てること自体、追加の対策はやるつもりがないことの意味表示だ。汚染が出れば隠し通すしか選択肢はない。

これが都の意思だとすれば、これまでの1回～8回のモニタリング調査は公正におこなわれていたかをしっかり検証すべきだと思う。過去にも指定調査機関が、複数のサンプルから都合の良いものだけを使用する事例が横行し、2010年11月環境省は「土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について」という異例の通知を出した。通称「二度掘り禁止の通知」だ。

## 10 地下水での汚染検出と海水取水問題

2015年8月の都庁記者クラブで、海水取水問題も発表（编者：畑明郎氏）された。翌日の朝日新聞には、都が取材に対し「敷地の汚染はすでに除去され、海水が汚染されることはない」と安全性を強調していることが記事となった。現時点では地下水モニタリングによって、汚染の除去が完了していないことがわかったので、すでにこの都の説明は破たんしている。図1に海水取水口を示すが、モニタリングで基準を超えるシアン化合物が多数検出された6街区の護岸付近に取水口はある。専門家会議の地下水位を示す資料によると、地下水の流れは都道315号線から海水取水口のある6街区の護岸へ向かっている（p.49図2参照）。朝日新聞は2016年10月、都道315号線下の土壌汚染でシアン化合物700倍、ベンゼン710倍などの汚染が放置されていることを記事にしている。取水された海水は、ろ過装置を経て水産卸、仲卸の各店舗に配水されて生け簀などに使われる。ろ過装置は有害物質などを除去できないことも調査みだが、そもそも「取水するなら遠くから」と言っていたのは都なのだ。

## 11 液状化対策問題、耐震問題

都は液状化対策の設計内容をなかなか公表しなかった。閉鎖請求でわかったのは、建物以外の敷地内の設計地震動を144ガルにしていることだ。2011年3月の東北大地震時、東京都の各地域はほとんどが144ガルを超え、臨海部付近は200ガル程度であった。レベル1に該当する設計なのだが、重要施設扱いの対策ではなく、液状化してもしようがない程度度の扱いだ。問題は汚染が残留されていることだが、いったん汚染物質が噴き出せば、市場機能はストップすることは目に見えている。

市場施設の耐震問題も小池都知事の指示によってPT会議で議論されている。床の積載荷重の問題を発端に明るみになったことだが、(株)日建設の打ち合わせ記録が公表されるなど、画期的なことが起こっている。この記録によると、建築の構造について都は「建物を防災拠点扱いにはしない方針である」と、規制緩和の方向で説明をおこなっている。一方、技術会議における表向きの議論では、中央卸売市場を防災拠点とし説明していた。震災後すぐ業務を開始し、被災者への生鮮食品の供給の重要拠点として扱われているのだ。

実際は都の指導で構造の規制緩和を受けているため、大変揺れやすい基準で設計されている。揺れによる変形で、サッシの落下やドアが開かなくなるなどの不具合が生じ、施設の機能に問題が発生する可能性が出てくる。また、盛り土による地盤沈下や側方流動（横向きに地盤が動く）による杭への影響など心配されることも多いのだが、施設設計や施設工事の発注も8本のボーリングデータのみで進められた。地質の実態を隠ぺいする体質が最後まで貫かれていたことには驚くばかりだが、このことは汚染ばかりではなく、杭の検討の不備など構造上の問題にまで発展している。

移転事業費総額6,000億円の予算は執行され、豊洲市場の施設建設を止めることはできなかった。それは残念でならないが、一方、築地市場

移転の間は解明されつつある。この全貌を明らかにすることは、私たちの都政を作り直すことにつながると思う。